

令和7年度 第3回蟹江町水道事業水道料金等審議会 会議録

- 1 日時  
令和8年2月17日（火）午後2時00分～午後3時40分
- 2 場所  
蟹江町水道事務所2階 会議室
- 3 出席委員 9名（欠席 0名）  
平山 修久（名古屋大学准教授） ※会長  
三浦 知将（蟹江町議会 総務建設常任委員会） ※副会長  
山岸 美登利（蟹江町議会 民生教育常任委員会）  
鬼頭 透（蟹江町商工会）  
金井 薫生（蟹江町囑託員会）  
山田 康夫（蟹江町囑託員会）  
中村 和史（株セノオ）  
靱山 英樹（カリヨンの郷）  
近藤 めぐみ（にこにこママネットワーク）
- 4 事務局  
伊藤 和光（上下水道部長）  
石原 己樹（上下水道部次長兼水道課長）  
横井 謙典（上下水道部 水道課 業務係長）  
齊藤 雄多（上下水道部 水道課 総務兼財務係長）  
松井 潤（上下水道部 水道課 主任）
- 5 公開・非公開の別  
非公開
- 6 次第
  - (1) 前回の振り返り
  - (2) 議題「蟹江町水道事業の料金体系及び改定案について」
  - (3) 次回のスケジュールについて
  - (4) その他

○1 第2回審議会の振り返り

《事務局》

ただいまより第3回蟹江町水道事業水道料金等審議会を始めます。

この審議会は9人で組織されており、本日出席者は9名、欠席者0名でございます。

条例第6条第2項の要件を満たしていることから、会議が成立していることを報告いたします。これからの進行は条例第5条の規定に基づき、審議会会長にお願いします。

〈委員〉

それでは審議に入ります。

次第1「前回の振り返り」から、次第2「蟹江町水道事業の料金体系及び改定案について」です。事務局から説明をお願いします。

《事務局》

事務局より、前回の振り返りとして、水道料金の構成と決定した基本料金体系について説明しました。

〈委員〉

ただいま事務局から説明がありました。

前回、少しでも町民への負担を軽減できる案を提示してほしいとの意見が出ました。そのことについて、事務局で詳細な検討をいただきました。

事務局から出された数字を見ますと、令和8年度に25%で改定し、令和13年度に25%で改定をすると、令和16年度までは経営目標を達成できる案と、もう一つは、令和8年度に23.5%で改定し、令和12年度に23.5%で改定をすると令和16年度までは経営目標を達成できる案になっています。

2回目の改定が令和12年度の3年間だと、最初から2回ありきとなり、さまざまな議論ができない可能性があります。一方で、経営状況は毎年、議会や町民へ情報発信などを行っていますが、経営戦略や料金改定の検討においては、間隔3年では少し心もとないのではないかと事務局からの懸念がありました。

1回目の改定率を2回目ありきで少しでも軽減した23.5%とし、2回目はここまで議論せず23.5%とする案か、毎回しっかり検討して4年間空けておいたほうが良いとの考え方の案か、との説明が事務局からありました。

4年間だと25%でないと厳しいことが今回示されたのではないかと思います。

各家庭への影響がどの程度あるのかについては次の議論になります。

委員の方々、いかがでしょうか。

〈委員〉

全体として40%上げるのが理想的ということか。

《事務局》

はい。数字の上ではそうなります。

〈委員〉

25%上げて、それにさらに25%上げるということは、40%以上になるのではないか。

《事務局》

今回は、令和6年度から令和16年度の10年間において目標達成することを考えています。結果として、委員がおっしゃる通り、25%を2回のほうが割合としては大きくなってしまいます。これは、最初に40%上げると収入が増えるため、目標達成も早くなるからですが、その分多く徴収することにもつながります。25%ですと上げた際にはしばらく目標達成となりますが、収入が増えないため、数年後には目標を下回るようになります。

そのため、2回目も上げることが必要になります。

〈委員〉

結果として40%以上になるのではないか。

《事務局》

そうなる可能性もあります。

〈委員〉

数字のマジックのように感じる。

〈委員〉

三角形の面積の考え方と一緒にだと思います。最初から大きい面積だと計算はできますが、そうではなく、最初の三角形で少なければ徐々に大きくしていく、という考え方です。

50%を超えるのは、2回目に上げた後になりますが、 $1.25 \times 1.25$ なので、1.56ぐらいになると思います。

〈委員〉

18頁の20%で3回上げる案のほうが良いのではないか。小刻みに回数を増やしたほうが良いのではないか。

《事務局》

先程、委員がおっしゃったように、最初に20%上げたものに対して、また20%上げて、その2回目の20%上がったものに対して、またさらに20%上げるので、3回改定をすると料金収入が増えて住民負担は大きくなります。

〈委員〉

捉え方になるが、20%で3回上げる案のほうが、値上げをあまりされていないとの印象になるのではないか。

《事務局》

そうかもしれません。

〈委員〉

補てん財源の4億円の根拠はなんですか。

《事務局》

補てん財源の4億円は、年間水道料金収入の約半分の金額を町で確保しておいて、もし

災害などが発生した場合は料金収入が全く見込めないので、一定の金額を残しておくように設定しています。2ヶ月ごとに行っている1回の調定金額が約1億2000万円です。半年で考えると、3回分で約4億円になります。災害などで、その約4億円が全く収入できなくなっても、水道事業として運営できるような見込みです。これは、国の新水道ビジョンでは半年ぐらい自前で災害対策などができるようにしておくこととなっておりますので、半年は収入が全く無くても配水できる状況にしておきたいとの理由です。

〈委員〉

補てん財源の4億円の根拠は、災害対策ということですか。

《事務局》

はい。

〈委員〉

今の議論は、ここで続ける議論ではなく、別途、経営戦略で行っていただくものかと思います。今回は経営目標が達成できるような料金改定を議論することが我々の目的です。ただ、補てん財源の4億円を町民にどのように説明するのかは議論を進めていきたいと思っています。

この議論では、全体として何パーセントが良いのか決めていきたいと思っています。

〈委員〉

他の自治体も値上げをしています。どの自治体も厳しい状況にあることを把握しています。名古屋市は30%、他団体も2割、3割ぐらい行っています。

印象としては、25%ぐらいで良いのではないかと思う。

〈委員〉

20%×3回が難しいのであれば、25%×2回（4年間隔）か、23.5%×2回（3年間隔）か、のどちらかになります。ということであれば、正直1.5%はあまり差がないので、私の意見としては、どちらかというとならば25%×2回（4年間隔）で行うことが良いと思います。20%×3回は難しいと思います。

〈委員〉

私は①と②の案においてそれほど金額の差がないので、①の25%でも良いと思う。

〈委員〉

私は23.5%が良いと思いました。

〈委員〉

私は印象として、23.5%が良いと思いました。

〈委員〉

1回目に20%で上げて、2回目の改定時に、このような議論の場を設けて、そこで改定率を決めるということはあると思いますか。

《事務局》

あり得ます。

人口ビジョンに基づいた人口推移を活用して料金計算シミュレーションをしています。人口が減少していくのが前提で計算されていますが、もし、減少が抑えられるようであれば改定率ももう少し抑えられる可能性があります。逆に人口推移がもっと下がってしまうと、改定率をもう少し上げざるを得ないという可能性もあります。あくまで2回目は目安ととらえていただければと思います。

〈委員〉

料金改定するのに町での費用はかかりますか。

《事務局》

はい。

そのようなことを考えると2回体制のほうが望ましいと思います。

〈委員〉

私は最初の負担を少なめにして、その後、20%とか、30%とか、人口とか、社会情勢とか、もしくは技術革新とか、いろいろなことを考えて、2回目の改定の時に議論ができれば良いと思います。

〈委員〉

金額はそれほど差がないと思います。

検討期間の間を4年とったほうが良いと思います。

〈委員〉

先ほど委員の言葉でもありましたが、2回目の検討についてもしっかりと議論しようとするのであれば、やはり4年空けたほうが良いと思います。4年空けるとなると、24%でも令和12年には、経営的には少し回収率が落ちてしまいます。やはり4年空けるとなると、25%というところでしょうか。

あとは、これからの議論で、あまり水量を使っていない世帯やこれまであまり料金の負担をしてなかった利用者をどうするか、一番ボリュームの多い世帯の負担をどうするか、という議論になろうかと思っています。いかがでしょうか。これは採決をとりますか。

《事務局》

今のところ、きれいに意見が分かれています。参考までに、25%と23.5%でどれぐらい金額に差があるのかは、対象を令和9年から令和12年の4年間で考えた時に、約4,000万円の差があります。1年間で約1,000万円です。現在、約11万世帯ぐらいなので、年間調定額は約1,000万円となりそれほど差がないと思います。ただ、おっしゃる通り、まずどこを重要視するかということです。間隔4年できちんと検証期間を設けることも考え方の一つです。また、少しでも下げたいところで23.5%とすることも考え方の一つです。どちらが良いとも言えません。

〈委員〉

年間100円程度の差ということですね。25%と23.5%では年間1000万の収益の差になります。各世帯であと100円負担しましょうというのが25%です。

先程、委員のコメントにあったように、このような議論はしっかりと行わなければならないので、できれば4年が良いと思います。3年は性急という気はするので、経営状況もしっかり見ながら、次回も議論しましょうとなると、やはり25%の負担をお願いしたいという形になるかと思えます。このことは委員全員で決めることなので、いかがでしょうか。

例えば、答申時の附帯意見として、次回の開催時は、経営状況などを踏まえてしっかりと議論をすることを付けさせていただくことでどうでしょうか。

まずは、今回の1回目は25%で決めて、2回目を25%にするかどうかは、またしっかりと議論するという形でどうでしょうか。

〈委員〉

反対無し。

〈委員〉

ありがとうございます。では、事業全体としては25%とし、2回目は4年後以降に考え、2回目に関しても、もうここで決まったからではなく、しっかりともう1度議論をする形でいきます。

次に、実際に25%をどういう形で我々が負担していくのかという、料金体系についての説明になります。次第3の料金体系の検討について、事務局から説明をお願いいたします。

《事務局》

～事務局から料金体系の検討について説明しました～

〈委員〉

次第4の水量料金体系案について、引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

《事務局》

～事務局から水量料金体系案について説明しました～

〈委員〉

事務局から4つの案が示されました。

案1は、全て定額で上げていきましょう、という案です。

案2は、実際にはボリュームが一番大きく、月間使用水量が10m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>のところを据え置いた案です。

案3は、小口の月間使用水量が10m<sup>3</sup>未満の方々が、60円という形です。31頁を見ていただくと、使っている水量の10%に対して5%は料金負担をお願いします、とした案です。

案4は、案2と案3を基に事務局が考えた案です。

この案が良い、または質問でも構いません、委員の皆さまいかがでしょうか。

〈委員〉

水量料金体系案ですが、基本料金は別ですか。

〈事務局〉

33頁は基本料金込みの表です。

〈委員〉

33頁は、毎月支払う水道料金がどのようになるかを、表で見ていただくようになっています。基本料金は前回議論したように、基本水量を無くして、口径で少し変えようという議論をしたと思います。いかがでしょうか。

〈委員〉

現在、蟹江町の一人世帯はどれぐらいいますか。

《事務局》

わかりません。水道の使用量はわかりますが、その世帯に何人いるか、独居なのか、老人なのかはわかりません。

〈委員〉

高齢者なのか、単身赴任なのか、蟹江町に住んでいるかたなのか、そのようなことはわかりません。いずれの事業者もそこまでの情報は無いと思います。

〈委員〉

33頁の図は、全体で25%ぐらいということですか。どの案も全体で25%ぐらいということですか。

《事務局》

はい。

〈委員〉

示されている案について、蟹江町で1番のボリュームゾーンと言いますか、蟹江町で一番多くの方々に影響があるところを、いかに抑えるのかということで、検討をしていただけたらと思います。

〈委員〉

33頁の図の絵は、会社であったり、飲食店であったり、ということですか。

〈事務局〉

はい。

〈委員〉

下水道料金とリンクしていますか。

《事務局》

それは別になります。水量によって下水道の料金には影響しますが、下水道の料金計算は別になります。

〈委員〉

たまたま今日、使用水量のお知らせ票がありました。裏側の一番下に下水道使用量と記載があるので、紛らわしいと感じました。下水道使用料を上水道に使われることは無いですよ。

《事務局》

ないです。

〈委員〉

それぞれの事業は独立採算制なので、あくまで水道料金に関しては水道事業に使うことになっています。この料金案で、今後の施設の更新とか、職員の給料や人件費とか、そのようなものはすべて水道事業のみになります。

〈委員〉

私は製造業の会社ですので、一般家庭とは桁違いに水量を使っています。その上で、この案をシミュレーションしますと、やはり、案2と案4ではかなり違ってきます。差が10%ぐらい違ってきます。会社という立場からは、案2は受け入れ難いです。

また、企業の立場から言いますと、今回、かなり値上がりすることになるので、企業として何らかの対処が必要になり、できるだけ使う量を抑えに行くことになります。

〈委員〉

今回の議論にあたっては、小口、大口の使用者に対してどのように考えていくのかというところですか。大口使用者への課題を、基本的には、使用水量に見合った料金に近づけていこうということで検討いただいているものと思います。案2は、どちらかというところへの考慮が一番小さい案なのではないかと思えます。

〈委員〉

会社、従業員、それぞれの立場によりますが、私は案4が良いと思います。

〈委員〉

使用水量の100<sup>m</sup>、200<sup>m</sup>、300<sup>m</sup>の企業は多いですか。企業にも配慮したほうがよいと思います。私は案4が良いと思う。あと病院のマークがありますが、病院の大きさにもよりますが。

《事務局》

33頁の図の絵は、例なので、病院や工場など、あまり限定して考えないでください。

〈委員〉

企業にも配慮した案4が私も良いと思います。私も気持ちは解ります。

〈委員〉

実際、これで10万円、15万円違ってきます。人件費1人分ぐらい違ってくるかと思えます。経済的なことだけを考えれば、蟹江町内に工場を置かないほうが良いのではないかと、いろいろな影響が出ることも考えられます。事業者に向けてもいろいろ配慮していただければと思います。この案1、案2、案3、案4というのであれば、私は案4が良いと思います。

〈委員〉

現行料金から見ると、いずれも大口使用者には少し負担をお願いしている形になっています。これは基本料金を設定したこともありますが、そういった中でも、できる限り配慮をしましょうというのが、案4になると思います。それでもパーセンテージでいくと、この33頁に出ている数字だけを見ると、40%ぐらいのプラスになっています。一方、13mm、

20mmで25<sup>m</sup>使うところでは、20%ぐらいに抑えられています。大口使用者には、全体を支えていただきましょうということになるのでしょうか、事業全体で考えると、できる限り使った水量に近づけていくのが料金体系です。そのことは見て取れると思います。いかがでしょうか。今までのところだと、案2はいずれも選ばれないと思います。

案1はどうでしょうか。例えば4人家族で25<sup>m</sup>使うところでは、1,150円の値上げになります。30%弱になります。多分、このボリュームが町民としては大きいと思います。定額と定率がありますが、定額はどちらかという、大口には優しく、小口には大変厳しくなります。

あと、一律で上げましょうというのは、基本水量を無くして基本料金と水量になったので、見え方とすると、1人のところがこういう形に見えているようなところでしょうか。

今までの皆さんのご意見だと、案2はないと思われ、また、案1もどうなんだろうと思われ。案3か案4での検討になるように思われ。

〈委員〉

南水と記載があるが、南水とは何ですか。

《事務局》

海部南部水道企業団の略です。蟹江町の西の一部エリア（富吉一丁目付近）は、海部南部水道企業団で形成されています。

〈委員〉

案4で良いと思います。

〈委員〉

案4は、2人世帯では月プラス450円なので、ワンコイン500円で収まります。4人家族になるとワンコインでは収まりません。ただ、お札1枚でお釣りが来るという状況です。これで、小口のかたも、実際に使った水量の料金負担をしていただく形に近づくのかと思います。10%の水を使っていますが、4%ぐらいの料金負担をしていただく形です。小口のかたも併せて、全員で支えましょうというような料金体系になっているとは思いますが。審議会として案4でよろしいでしょうか。

また、どのように町民に伝えるかということについて、30頁の案4の11<sup>m</sup>から20<sup>m</sup>のところの増減額が10円マイナスとなっています。料金改定ではマイナス10円ですが、「皆で支えようよ」という観点からすると、最終的な水道料金としては皆さんプラスになっているので、このマイナスだけが独り歩きしないように説明の時には配慮が必要だと思います。ですから、単価自体を全部見直して、結果、33頁で示されているように皆さんのご負担をお願いしたいという形が良いと思います。単価のマイナス10円は、出さなくても良いのではないかと思います。あくまで今見せている33頁が例ですとしたほうが良いように個人的には思います。検討いただければと思います。

ということで、審議会として案4で締めさせていただきます。

〈委員全員〉

反対無し。

《事務局》

これで、全ての検討が終わりました。

〈委員〉

33頁で示していただいています。例えば、こういうようなところを出したほうがいいんじゃないか、試算したほうがいいんじゃないか、新しい料金体系になった時の説明資料など、何か要望はありますか。こんな資料があったほうが我々にとって分かりやすいとか、町民にとっても分かりやすい資料の要望などはありますか。

〈委員〉

豊橋市で2月に料金改定があり、4月から料金が値上がります。ここに豊橋市の上下水道局だよりを持ってきました。その中で、各ご家庭の影響額が示されている項目があり、非常に判り易いと思います。後で事務局にお渡しするので、ご参考にしていただければと思います。

〈委員〉

33頁の40<sup>m</sup>より上について、イメージが付きにくいと思います。

〈委員〉

40<sup>m</sup>より上は大口なので、それは、水道事業が個別で説明することになると思います。

〈事務局〉

はい。

〈委員〉

町民のかたに対しては、20mmのところまでで良いかもしれません。

《事務局》

水量ですと、40件のうち半分が集合住宅です。

残りの20件は小学校や給食センターなどになります。

〈委員〉

損益計算書において水道料金を見込んでいる事業者もあります。お店と家と一緒に、水道料金を含めて経費で計算することもあると思います。そのようなことに対しても説明はあったほうが良いと思う。経費が上がることになると思う。

〈委員〉

飲食業だったらこれくらいになるなどの説明資料を想定していますか。

町民への説明であれば、33頁の左4行で良いと思われます。二世帯住宅を入れるかどうかの検討は必要かもしれません。

〈委員〉

お店用のパンフレットがあると良いと思う。

〈事務局〉

33頁のとおりではなく、口径20mmでも月1軒あたり80㎡とか、工場や飲食店など、様々なことが想定されます。どのようにお示しするとよろしいでしょうか。

〈委員〉

住民向けの他に、大口向け用のパンフレットを計2部ご用意いただけると判り易いのではないかと思います。

〈委員〉

大口の方々がお客様として、蟹江町水道事業を変わらず使っていただけるように、経営努力の範囲でぜひお願いしたいと思います。

《事務局》

また、ご相談させてください。

〈委員〉

よろしいでしょうか。

そうしましたら、今後のスケジュールと、今後の作業手順について、事務局側から想定していることの説明をお願いします。

《事務局》

これで料金改定の案が決まりました。最後に3月にもう一度審議会を開催することを検討しています。日程はまた改めてご連絡させていただきたいと思います。今までの3回の審議会を通して決めさせていただいたものを答申案として作成いたします。

その答申案を4回目の審議会で皆さまにお示しして、それで問題なければ、会長から町長へ答申書をお渡しいただくという流れになります。

〈委員〉

その流れでいくと、4回目の審議会で、初めて答申案を委員の方々に見ていただいても、その場ですぐご判断していただくのは難しいので、できるだけ早く、これまで議論したものに基づいて答申案を作成いただいて、4回目の審議会の前に皆様から意見をもらったうえで開催したほうが良いと思います。

また、実際に答申書を提出して、蟹江町がこういう料金体系にしますというものを議会に提出して、それが決まった後に、町民や大口のかたに対してどのようにコミュニケーションするのかということは、その後の広報活動で行うことになります。そこでチラシなどを作ります。答申案の段階では、例えば、留意事項として、商工会議所等へも町民含めて周知することを明記することは大事だと思います。

〈委員〉

何月の議会を想定していますか。

《事務局》

令和8年6月議会を予定しています。半年ぐらいの周知期間を経て、令和9年2月からスタートすることを考えています。

〈委員〉

答申案は事前に皆さまに見ていただいて、コメントを回収する時間をいただくほうが良いと思います。

〈事務局〉

それを踏まえたスケジュールを想定して、改めてご連絡させていただきます。

〈事務局〉

第4回の審議会は、3月下旬頃を予定しています。そのスケジュール感でいきますと、3月初旬には皆さまに答申案の素案をお送りして、一週間程度の回答期限を設けた後、最後の第4回で答申を確定させまして、会長から町長への答申書のご提出という流れを想定しています。

〈委員〉

よろしいでしょうか。質問などありますか。

それでよろしくをお願いします。

それでは、今日議論すべき事項はすべて終了いたしました。皆さん、熱心なご議論、ありがとうございました。

以上